

訪問介護重要事項説明書

訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて重要事項を説明させていただきます。

1 事業所概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ほほえみケアステーション									
所在地	群馬県邑楽郡邑楽町大字石打 1454-1									
管理者	藤澤 富枝									
電話番号	0276-80-9667									
FAX番号	0276-89-8341									
介護保険事業所事業所番号	1	0	7	3	1	0	0	5	9	4
その他のサービス	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）									
サービスを提供する地域※	邑楽町、大泉町、千代田町、館林市、太田市、足利市									

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資格	勤務体制
管理者	ヘルパー1級	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名
	実務者研修	1名
訪問介護員	介護福祉士	4名
	初任者研修	5名

(3) 営業日と営業時間

営業日	月～金、月～金の祝日
休業日	土、日、12月31日～1月3日
営業時間	9:00～17:00

※ただしケアプランにより対応可能。

(4) サービス提供の時間帯

	営業時間帯
平日	9:00～17:00

※ケアプランに応じて時間外も対応可能。

2 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

(2)運営方針

利用者の介護度、認知症の有無にかかわらず、人間の尊厳に基づき可能な限りの支援を行うことを基本方針としています。

3 サービスの内容

身体介護：排泄介助・整容介助・食事介助・衣服の着脱・清拭・入浴介助・体位変換・服薬確認
外出介助・その他

生活援助：調理・洗濯・掃除・買い物・薬の受け取り・衣服の入れ替え・その他

4 利用者負担金

(1)利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定し、全額が利用者の負担となります。

【サービス費(8:00～18:00)】

サービス時間	20分～30分未満		30分以上～1時間未満		1時間以上～1時間30分未満		1時間30分以上(30分増すごとに)	
	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身体介護	2500円	250円	3960円	396円	5790円	579円	840円を追加	84円を追加
サービス時間	20分～45分未満		45分以上		/	/	/	/
生活援助	1830円	183円	2250円	225円				
サービス時間	身体+20分以上		身体+45分以上		身体+70分以上		/	/
身体に引き続き生活援助を行う場合	料金 身体料 金+	利用料 身体利 用料+	料金 身体料 金+	利用料 身体利 用料+	料金 身体料 金+	利用料 身体利 用料+		
	670円	67円	1340円	134円	2010円	201円		
通院等のための乗車又は降車の介助が中心の場合					料金990円	利用料99円		

- ※ 早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行った場合は基本料金の10%減となります。

(2)加算料金

- ① 初回加算 200円 (サービス利用開始時、2ヶ月以上サービスが利用なく再開された時)

- ② 緊急時訪問介護加算 100 円 (提供票にないサービスを 24 時間以内に必要とし、ケアマネジャーが許可した身体介護の時)
- ③ 介護職員処遇改善加算 介護保険一部負担金×13.7%
- ④ 特定処遇改善加算Ⅱ 介護保険一部負担金×4.2%
- ⑤ 令和3年9月末までの間新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、すべてのサービスについて基本報酬に0.1%上乗せします。

(3) 交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方で事業者から請求があったときは、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。

事業所から片道 15 キロメートル未満 0 円

事業所から片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満 300 円

事業所から片道 20 キロメートル以上 500 円

(4) 利用者負担金のお支払い方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、15 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、振込又は引き落とし、現金集金となります。契約時にお申込みください。

振込先：足利銀行 足利支店 普通 3567090

：足利小山信用金庫 福居支店 普通 0338876

引き落とし：申込用紙に記載をしていただきます。

(5) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(6) その他

- ① サービスの実施に必要な利用者様宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。
- ② 当事業所ではサービス提供ヘルパーが担当制となっておりますので、ご理解をお願いいたします。
- ③ 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますのでご相談ください。
- ④ ヘルパーは医療行為や年金等の金銭の取り扱いはし兼ねますので、ご了承ください。
(買い物などに伴う小額の金銭の取り扱いは可能。)
- ⑤ 介護保険適用サービス(利用者に関わるサービス)以外は保険外サービスとなります。
- ⑥ 贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

5 キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の 2 時間前までに連絡があった場合	無 料
利用日の 2 時間前までに連絡がなかった場合	当該基本料金の 100%

キャンセルが必要となったときは至急ご連絡ください。

連絡先	0276-80-9667
-----	--------------

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

7 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

あいおいニッセイ同和損保

賠償責任保険 介護保険事業者・社会福祉施設特別約款

補償内容：身体 1億円/1事故、財物 100万/1事故

8 相談窓口、苦情対応

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

No	機関名	連絡先
1	ほほえみケアステーション	担 当：須永沙也加・大塚学 電 話：0276-80-9667
2	邑楽町	担 当：健康福祉課 電 話：0276-88-5511
3	大泉町	担 当：介護保険窓口 電 話：0276-63-3111
4	千代田町	担 当：住民福祉課介護保険係 電 話：0276-86-2111
5	館林市	担 当：保健福祉部介護高齢課 電 話：0276-72-4111
6	太田市	担 当：健康医療部介護サービス課 電 話：0276-47-1856
7	足利市	担 当：市民福祉部介護保険課 電 話：0284-20-2136
8	群馬県	担 当：健康福祉部介護高齢課 電 話：027-226-2562. 2564. 2566. 2574
9	群馬県国保連合会	担 当：介護福祉課苦情処理相談窓口 電 話：027-290-1323
10	栃木県国保連合会	担 当：介護福祉課介護サービス担当 電 話：0284-643-2220
11		

② 苦情解決責任者：管理者藤澤 富枝

9 人権擁護・身体拘束・虐待防止について

利用者の人権擁護・身体拘束・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむをえない場合を除く)は行いません。
- ② 研修等を通じて、介護支援専門員等の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ③ 介護計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- ④ 訪問介護員が支援にあたり悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、訪問介護員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑤ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥ 虐待防止・身体拘束に関する相談を、次の窓口で対応いたします。

No	機関名	連絡先
1	ほほえみケアステーション ほほえみ	担 当:藤澤 富枝 電 話:0276-80-9667

⑦ 虐待防止・身体拘束に関する責任者：管理者 藤澤 富枝

10 個人情報保護に関する方針

1. 個人情報の保護に関する方針

◆ 法令の遵守

当法人は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業執行に努めます。

◆ 個人情報の適正な取得

当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。

◆ 個人情報の利用

当法人は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

◆ 個人情報の第三者提供

当法人は、法に基づき許容される範囲を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

なお、必要に応じて当法人業務の一部を委託する場合に、業務委託先に対し個人情報の一部を提供する場合がありますが、この場合においても当法人としての業務の委託先に対する適切な監督を行います。

◆ 個人情報の適切な管理

当法人は、保有する個人情報について、その利用目的の範囲で、できる限り最新かつ正確な内容として保持するよう努めます。

また、その管理についても、個人情報の漏洩、減失、毀損などがないよう十分に配慮し、安全に管理します。

◆ 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

当法人は、当法人が所有する個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、また、その内容に関する訂正、追加、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続きに従い速やかに対応します。

◆ 個人情報の取扱いに関する苦情への対応

当法人は、当法人における個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応します。

2. 個人情報の利用目的、個人情報の開示等

◆ NPO ほほえみで提供されるサービス（以下、介護サービスという）の利用者への介護の提供に必要な利用目的

I. 介護関係事業者の内部での利用

- ① 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
・開始・終了等の管理 ・会計・経理 ・事故等の報告 ・当該利用者のサービスの向上

II. 他の事業者等への情報提供

- ① 当該事業所等が利用者提供する介護サービスのうち、
 - ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携
 - ・ （サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託 ・ 家族等への心身の状況説明（利用者が許可した場合）
- ② 介護保険事務のうち、
 - ・ 保険事務の委託 ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

◆ 上記以外の利用目的

I. 介護関係事業者の内部での利用

- ② 介護関係事業者の管理運営業務のうち、
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

◆ 個人情報の開示・訂正等

当法人が保有する個人情報については、ご本人からの申し出に応じ、開示内容の訂正、追加、削除等を行います。

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施状況 未実施

令和 年 月 日

サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 群馬県邑楽郡邑楽町石打 1454-1

事業者名 特定非営利活動法人NPOほほえみ

代表者名 藤澤 富枝 印

<説明者>

氏名

私又は家族代表又は代理人は、契約書及び本書面により、事業者からサービスについて重要事項説明を受け内容に同意し交付を受けました。

私又は家族代表又は代理人は、個人情報を書きで定める個人情報取り扱いの範囲内において利用、提供、収集することについて（同意します・同意しません）。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名 印

<家族代表>

住所

氏名 印 続柄

<利用者代理人>

住所

氏名 印 続柄